議案付託

十月二十八日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案（第百八十九回国会閣法第三〇号）

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（第百八十九回国会閣法第三二号）

法務委員会に付託

議案送付

十月二十八日次の内閣提出案を衆議院に送付した。

パリ協定の締結について承認を求めるの件

質問主意書提出

十月二十八日議員から次の質問主意書が提出された。

伊方原発近辺を走る中央構造線に関する質問主意書（福島みずほ提出）（第一六号）

拉致・核・ミサイル問題の包括的解決に関する質問主意書（有田芳生提出）（第一七号）

答弁書受領

十月二十八日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員有田芳生提出安倍内閣の拉致問題に対する姿勢に関する質問に対する答弁書（第一一号）

人事異動

外務省

（ブラジル国駐箚）特命全権大使　梅田邦夫

ベトナム国駐箚を命ずる

（国際貿易・経済担当）同　鈴木敏郎

デンマーク国駐箚を命ずる

（レバノン国駐箚）同　大塚聖一

カタール国駐箚を命ずる

（オーストリア国駐箚）同　小井沼紀芳

兼ねてコソボ国、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国駐箚を命ずる（以上十月二十一日）

（大臣官房調査官）外務事務官　澤田洋典

大臣官房に配置換する

（大臣官房総務課企画官）同　小林弘之

大臣官房調査官に昇任させる（以上十月二十四日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、十月二十九日トルコ国の共和国記念日につき、同月二十八日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

特定保安林の指定について

平成28年10月21日付けで次の特定保安林を指定したので、森林法（昭和26年法律第249号）第39条の３第４項の規定に基づき、公表する。

平成28年11月1日

農林水産大臣　山本有二

（特定保安林の指定）

特定保安林の所在場所　鹿児島県曽於市（次の図に示す水源かん養保安林に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県庁及び曽於市役所に備え置いて縦覧に供する。）

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

北海道労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、北海道鉄鋼業最低賃金（平成20年北海道労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成28年11月1日

北海道労働局長　田中敏章

第４号中「１時間876円」を「１時間900円」に改める。

埼玉労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、埼玉県非鉄金属製造業最低賃金（平成20年埼玉労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成28年11月1日

埼玉労働局長　田畑一雄

第４号中「１時間869円」を「１時間884円」に改める。

埼玉労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年埼玉労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成28年11月1日

埼玉労働局長　田畑一雄

第４号中「１時間874円」を「１時間889円」に改める。

埼玉労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金（平成20年埼玉労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成28年11月1日

埼玉労働局長　田畑一雄

第４号中「１時間883円」を「１時間898円」に改める。

埼玉労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金（平成20年埼玉労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成28年11月1日

埼玉労働局長　田畑一雄

第４号中「１時間883円」を「１時間897円」に改める。

埼玉労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、埼玉県各種商品小売業最低賃金（平成20年埼玉労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成28年11月1日

埼玉労働局長　田畑一雄

第４号中「１時間834円」を「１時間849円」に改める。

埼玉労働局最低賃金公示第７号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、埼玉県自動車小売業最低賃金（平成20年埼玉労働局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成28年11月1日

埼玉労働局長　田畑一雄

第４号中「１時間882円」を「１時間897円」に改める。

兵庫労働局最低賃金公示第８号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、兵庫県自動車小売業最低賃金（平成20年兵庫労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成28年11月1日

兵庫労働局長　小林健

第４号中「１時間840円」を「１時間850円」に改める。

香川労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年香川労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成28年11月1日

香川労働局長　辻知之

第４号中「１時間805円」を「１時間822円」に改める。

附則

この決定は、平成28年12月15日から効力を生ずる。